法第６条第２項についてのＱ＆Ａ

Ｑ１　駐車台数の減少を伴う変更の際、指針で定められている必要駐車台数を満たす場合であっても、調査等必要か。

必要ありません。ただし、現状の利用状況から、駐車台数が不足している場合や、駐車場台数の減少により、駐車台数の不足が想定される場合は、調査や対策が必要となります。

　必要駐車台数より駐車台数が減少する場合、平日・休日の「届出上の駐車場利用可能時間帯」あるいは「現状の営業時間前後１時間を含めた時間帯」における、１時間ごとの駐車台数を調査し、ピーク時の駐車台数が、減少後の駐車台数を下回っていることを証明していただく必要があります。